

個人住民税特別徴収の一斉指定に関する オール兵庫共同アピール

個人住民税は地域社会の会費として、その住民がその能力に応じて広く負担する性格を有しており、地方公共団体の行政サービスの経費をまかなうための、貴重な自主財源です。

これまでも、兵庫県及び県内 41 市町が連携の上、①個人住民税の税収確保、②納税者の利便性向上、③法令遵守の徹底を図るため、特別徴収の推進に向けて取り組んできましたが、普通徴収か特別徴収かは選択制であるとの誤解がある等により、未だ特別徴収を実施していない事業者も存在します。

所得税の源泉徴収義務のある事業者の方は、給与所得に係る個人住民税を特別徴収することが地方税法で義務付けられています。

特別徴収を実施することは、①個人住民税を年 4 回で納める普通徴収に比べ、12 回に分けて給与から差し引くため 1 回あたりの従業員の負担が軽減される、②従業員が金融機関等にその都度納税に赴く必要がなくなり、納め忘れの防止にもなる、など従業員の方にとってメリットがあります。

以上のことから、兵庫県及び県内 41 市町は、以下のとおり個人住民税の特別徴収を徹底します。

兵庫県及び県内 41 市町は、平成 30 年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

<今後の予定>

平成 28 年度	事業者への事前通知の送付
平成 29 年度	事業者への指定予告通知の送付
平成 30 年 5 月	一斉指定の実施（特別徴収税額決定通知書の送付）

平成 28 年 2 月 22 日
兵庫県個人住民税等税収確保推進会議
（兵庫県・県内 41 市町）